

○埼玉県警察サイバー事案対処能力検定要綱

令和 5 年 4 月 1 日

サ 対 第 1 0 号

埼玉県警察本部長

埼玉県警察サイバー事案対処能力検定要綱について（通達）

サイバー事案への対処に係る能力検定については、対号通達に基づき実施しているところであるが、サイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の更なる強化を図るため、別添要綱を策定し、実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、対号通達は、廃止する。

別添

埼玉県警察サイバー事案対処能力検定要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察サイバー事案対処能力検定（以下「能力検定」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 能力検定の目的

警察職員のサイバー事案への対処（以下「サイバー事案対処」という。）に関する能力を検定し、サイバー事案対処に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

第3 能力検定の級位及び実施機関

- 1 能力検定は、初級、中級及び上級に区分され、初級及び中級にあつては埼玉県警察が、上級にあつては警察庁がこれを実施する。
- 2 能力検定の対象となる知識及び技能は、能力検定の対象となる知識及び技能一覧（別表1）の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

第4 能力検定の実施責任者

初級及び中級の能力検定の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、生活安全部サイバー局長とする。

第5 能力検定の対象者及び受検資格

- 1 能力検定の対象者は、全ての警察職員とする。
- 2 受検資格は、次に掲げる級位に応じ、それぞれに定めるとおりである。
なお、初級にあつては、受検資格を要しない。

- (1) 中級 初級の能力検定に合格した者
- (2) 上級 中級の能力検定に合格した者

第6 能力検定の実施方法等

- 1 初級及び中級の能力検定は、毎年度1回以上行うものとする。
- 2 各級位の検定試験の出題範囲は、出題範囲一覧（別表2）に掲げるとおりとし、特定の項目に偏ることのないように出題される。
- 3 能力検定の方式は、次に掲げる級位に応じ、それぞれに定めるとおりである。
 - (1) 初級 筆記試験により行う。
 - (2) 中級 筆記試験及び技能試験により行う。この場合において、技能試験は筆記試験

の合格者に対し実施する。

- (3) 上級 筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行われる。

4 受検申請等に係る手続は、次のとおりとする。

- (1) 実施責任者は、初級及び中級の能力検定の実施日時、場所その他必要な事項をあらかじめ所属長に通知するものとする。
- (2) 実施責任者は、警察庁から上級の能力検定の実施について通知を受けたときは、前記(1)に準じて、所属長に通知するものとする。
- (3) 前記(1)又は(2)の規定による通知を受けた所属長は、所属職員に周知し、受検者を取りまとめた上で、実施責任者に報告するものとする。

第7 合格基準

合格基準は、次に掲げる級位に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

なお、上級の検定試験にあつては、70パーセント以上の成績であることをもって合格とされる。

- (1) 初級 70パーセント以上の成績であること。
- (2) 中級 筆記試験及び技能試験ともに70パーセント以上の成績であること。

第8 合格者への通知等

- 1 実施責任者は、初級及び中級の能力検定における合格者を当該合格者の所属長に通知するものとする。
- 2 実施責任者は、警察庁から上級の能力検定における合格者について通知を受けた場合は、前記1に準じて、所属長に通知するものとする。
- 3 所属長は、前記1又は2の規定による通知を受けたときは、その旨を当該合格者の人事記録表（埼玉県警察職員の人事記録に関する訓令（平成4年埼玉県警察本部訓令第22号）に規定するものをいう。）に記録するものとする。

第9 特例合格

- 1 次に掲げる級位に応じそれぞれに定める者は、初級又は中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者として、能力検定を行わずに、それぞれの級位の能力検定に合格したものとみなす。
- (1) 初級

ア 次のいずれかに該当する者であつて、サイバー事案対処に関する基本的な要領を理

解するために必要な知識及び技能を有すると認められるもの

(ア) 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が実施する次のいずれかの試験に合格した者

a 基本情報技術者試験

b 応用情報技術者試験

(イ) IPAが実施する情報処理安全確保支援士試験に合格した者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者（以下「情報処理安全確保支援士試験に合格した者等」という。）

(ウ) その他警察庁が定める資格（以下「サイバー関連指定資格」という。）を取得している者

イ 埼玉県警察以外の都道府県警察等が実施した初級の能力検定に合格した者

(2) 中級

ア 次のいずれかに該当する者であって、サイバー事案対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認められるもの

(ア) IPAが実施する応用情報技術者試験に合格した者

(イ) 情報処理安全確保支援士試験に合格した者等

(ウ) サイバー関連指定資格を取得している者

イ 埼玉県警察以外の都道府県警察等が実施した中級の能力検定に合格した者

2 警察庁の定めるところにより、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者は、上級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者として、能力検定を行わずに、上級の能力検定に合格したものとみなす。

(1) 検定実施日の3年前の年度当初から検定実施日までの間（以下「対象期間」とい

う。）に情報処理安全確保支援士試験に合格した者等に該当することとなった者又はサイバー関連指定資格を取得した者であって、通算して5年以上、警察庁が定めるサイバー事案対処に係る実務経験（以下「サイバー事案対処に係る実務経験」という。）を有するもの

(2) 対象期間より前に情報処理安全確保支援士試験に合格した者等に該当している者又はサイバー関連指定資格を取得している者であって、次のア及びイのいずれにも該当するもの

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者

(ア) 対象期間に通算して1年以上、サイバー事案対処に係る実務経験を有する者

(イ) 対象期間に1回以上、警察庁が定めるサイバー事案対処に係る講習等（以下「サイバー関連指定講習等」という。）を受けている者

イ 通算して5年以上、サイバー事案対処に係る実務経験を有する者

3 前記1又は2の規定により、中級又は上級の能力検定に合格したものとみなされた者は、当該能力検定の下位の能力検定にも合格したものとみなす。

第10 合格者台帳の作成

実施責任者は、初級又は中級の能力検定に合格した者について、合格者台帳（別記様式）を級位ごとに作成するものとする。

なお、上級の合格者に係る台帳については、警察庁において作成される。

第11 定期講習

1 上級の能力検定に合格した者は、合格後の翌年度当初から起算して3年ごとの期間内に1回以上、サイバー関連指定講習等を受けるものとする。ただし、やむを得ない事由によりサイバー関連指定講習等を受けることができなかった場合は、当該事由がやんだ日から起算して1年以内に受講するものとする。

2 上級の能力検定に合格した者のうち、合格後の翌年度当初から起算して3年ごとの期間内に通算して1年以上サイバー事案対処に係る実務経験を有するものについては、上級の能力検定の対象となる知識及び技能を現に有すると認められる者として、サイバー関連指定講習等を免除することができる。

第12 合格者台帳の更新

実施責任者は、異動、退職等により、中級の能力検定の合格者の状況に変更が生じた場合は、適宜合格者台帳の更新を行い、常に能力検定に合格した者の人数等の実態を把握するものとする。

第13 受検の奨励

所属長は、所属の職員に対して能力検定の積極的な受検を奨励するものとする。

第14 知識及び技能の維持向上

実施責任者は、能力検定に合格した者の知識及び技能の継続的な維持向上を図るために必要な教養を実施するものとする。

第15 その他

- 1 能力検定の細目事項については、別に定める。
- 2 この通達の実施の際、現に廃止前の令和2年3月18日付けサ対第187号「埼玉県警察サイバー犯罪等対処能力検定要綱について（通達）」に定めるサイバー犯罪等対処能力検定の初級、中級又は上級に合格している者若しくは合格したとみなされた者は、それぞれこの通達に定める能力検定の初級、中級又は上級に合格した者とみなす。

別表 1

能力検定の対象となる知識及び技能一覧

級位	知識及び技能
初級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識 2 サイバー事案対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー事案対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの
中級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識 2 サイバー事案対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー事案対処に従事するために必要なもの
上級	1 サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する高度に専門的な知識 2 サイバー事案対処に関する高度に専門的な知識及び技能であって、他の警察職員に対し、サイバー事案対処に関する技術的助言を行うために必要なもの

別表 2

出題範囲一覧

出 題 範 囲		初級	中級	上級
サイバー事案に関する知識	関係法令及び捜査手続に関すること	○	○	○
	情報技術の解析の活用に関すること		○	○
	痕跡等の追跡に関すること		○	○
インターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識	各種インターネットサービスに関すること	○	○	○
	各種サーバ及びネットワークに関すること		○	○
	各種ログに関すること		○	○
	各種不正プログラムに関すること		○	○
	情報セキュリティに関すること	○	○	○
	情報セキュリティ対策に関すること			○
	情報セキュリティ実装技術に関すること			○
サイバー事案対処に関する知識及び技能	サイバー事案対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの	○	○	○
	サイバー事案対処に従事するために必要なもの		○	○
	サイバー事案対処に関する技術的助言を行うために必要なもの			○

別記様式

合格者台帳（ 級）

合格年度	合格年月日	所属（合格時）	所属（現在）	階級（職）	ふりがな 氏 名	職員番号	備考

（注） 1 初級については、所属（現在）の記載は要しない。

2 必要により、適宜行を追加すること。